

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3349号)

令和8年6月22日

横情審答申第3349号

令和8年6月22日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村 雅生

個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和7年2月28日南生支第2842号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「特定年月日から、開示日までの、生活保護のケース記録全て及び外部とやりとりをした全ての記録」の保有個人情報一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「特定年月日から、開示日までの、生活保護のケース記録全て及び外部とやりとりをした全ての記録」の保有個人情報を一部開示とした決定のうち、別表3に掲げる部分を不開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を不開示とした決定は妥当である。また、別表4に掲げる保有個人情報を対象保有個人情報として特定しなかったことは妥当ではなく、当該個人情報を特定の上、改めて開示、不開示の判断をすべきである。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、上記1記載の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和6年9月17日付で行った保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第78条第1項第1号、第2号及び第7号柱書に該当するため一部を不開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 法第78条第1項第1号の該当性について

病名及び病院との情報のやり取りの記録については、患者の精神状態、病状の進行状態等から、開示することで、病状等の悪化をもたらすことが予見される場合における患者の病状に関する情報であるため、本号に該当し、不開示とした。

住居に関する情報については、交流のない親族である所有者の住所に関する情報が含まれており、開示することで、必ずしも審査請求人本人の利益にならない場合も考えられることから、本号に該当し、不開示とした。

年金の調査に関する情報については、審査請求人が知っている情報であっても審査請求人本人の個人情報となるわけではなく、開示することで、必ずしも審査請求人本人の利益にならない場合も考えられることから、本号に該当し、不開示とした。

(2) 法第78条第1項第2号の該当性について

扶養義務者の状況、病院等の担当医師名及び担当者名、団体の担当者名、地区民生委員の氏名及び電話番号、金融機関の担当者名及び担当者の個人印の印影、審査請求人の子の口座情報並びに嘱託医の個人印の印影については、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別できる情報であるため、本号に該当し、不開示とした。

(3) 法第78条第1項第7号柱書の該当性について

病名及び病院との情報のやり取りの記録、住居に関する情報、年金の調査に関する情報並びに市関係機関から得られた情報は、開示することを前提とせずに収集された情報であることから、開示することにより、関係機関から協力が得られなくなるおそれがあり、実施機関による適正な指導・支援が困難になるなど、生活保護事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため、本号柱書に該当し、不開示とした。

訪問格付及び留意事項には、生活保護担当職員の所見、協議結果並びに訪問格付及びその根拠が記載されており、これらは審査請求人に対する評価、診断、判定、指導等に関する情報である。これらの情報を開示すると、審査請求人の認識と異なっていた場合、審査請求人との信頼関係が損なわれ、今後の適正な指導・支援が困難になるなど、生活保護事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため、本号柱書に該当し、不開示とした。

関係機関の代表者印の印影及び口座情報は、開示すると関係機関の財産権が侵害されるおそれがある情報である。これらの情報を開示すれば、実施機関と関係機関との信頼関係が損なわれ、今後協力を得られなくなるなど生活保護事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため、本号柱書に該当し、不開示とした。

金融機関の内線番号は、公表されていない番号であり、開示することで問合せが増え、当該金融機関の業務に支障が生じ、利益が損なわれるおそれがある情報である。この情報を開示すれば、実施機関と関係機関との信頼関係が損なわれ、今後協力を得られなくなるなど生活保護事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため、本号柱書に該当し、不開示とした。

医療機関のシステムのアドレスは、医療機関の内部の情報であり、開示すると第三者に不正にアクセスされ、当該医療機関の業務に支障が生じるおそれがある情報である。この情報を開示すれば、実施機関と関係機関との信頼関係が損なわれ、今後協力を得られなくなるなど生活保護事務の適正な執行に支障を及ぼすお

それがあるため、本号柱書に該当し、不開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 今回、開示をした対象文書の中だけでも、事実と異なる虚偽の内容のため、本件処分を取り消し、確認のため対象文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 全ての記録の開示を求めたところ、一部開示となり、その中だけでも事実と異なる虚偽の内容が見られるため、全ての開示の必要性がある。
- (3) 決定通知書の開示とする理由に、審査請求人を害する情報であるほか(1)(2)(3)とあり、本人の認識でないと認めている、すなわち不当・違法に当たるものと思われる。
- (4) 弁明書の中で不開示としている理由が書いてあるが、開示されているため不開示とする理由には該当しない。
- (5) 審査請求人、本人の個人情報となっているが、開示されている中だけでも、審査請求人、本人の個人情報には該当しないものがある。

5 審査会の判断

(1) 生活保護に係る事務について

横浜市では、生活保護に係る申請又は通報があると、福祉保健センター長が生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき、申請又は通報の内容及び世帯の要保護性について、要保護者の実態を把握するための調査を行い、生活保護の決定を行う。生活保護の決定後は、最低限度の生活を保障するだけでなく、被保護者の自立の助長を図るため、被保護者の世帯の状況や環境を把握し、必要に応じた支援を行う。

生活保護の決定がなされると、福祉保健センター長は、申請者又はその世帯ごとに必要書類を整えて、生活保護ケースファイルを作成する。そこには、ケース記録のほか、保護決定調書等の生活保護の実施に係る必要書類がつづられている。ケース記録は、面接記録票、開始記録票及び生活保護の開始後の経過を記載した記録から構成されている。

(2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、実施機関が作成し、又は取得した別表1に掲げる個人情

報 1 から個人情報 6 までである。

個人情報 1 は審査請求人に係る生活保護開始日以降のケース記録、個人情報 2 は医療機関から受領した医療要否意見書等の文書、個人情報 3 は審査請求人の親族等の戸籍謄本等、個人情報 4 は文書照会に対する金融機関からの回答書、個人情報 5 は審査請求人の住居に係る土地及び家屋の横浜市土地・家屋総合名寄帳、個人情報 6 は生活保護法第29条の規定に基づく年金の調査に対する日本年金機構からの回答である。

当審査会は、実施機関が不開示とした部分を見分した上で、別表 2 のとおり不開示情報 1 から不開示情報 16 までに分類し、以下検討する。

(3) 法第78条第 1 項第 2 号の該当性について

ア 法第78条第 1 項第 2 号では、「開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）・・・開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報、ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報、ハ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を不開示情報と規定している。

イ 不開示情報 4 は、戸籍謄本等に記載されている審査請求人の親族等の情報及びケース記録に記載されている審査請求人の親族等の住所、家族構成等である。これらの情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。

一方で、戸籍に記載されている者の直系尊属及び直系卑属は、その戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍の附票の写し等の交付を請求できることから、審査請求人の父が筆頭者である戸籍謄本等に記載された情報については、審査請求人が知ることができ、また、戸籍の附票の写しの交付を請求できることから、審査請求人は自らの父及び母の住所を知ることができる。よって、不開示情報 4 のうち

別表 3 に掲げる部分は、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、本号ただし書イに該当する。

その余の部分については、審査請求人が知り得る情報とは認められないため、本号ただし書イに該当せず、本号ただし書ロ及びハにも該当しない。

ウ 不開示情報 5 には、医療機関の担当医師名及び担当医師の個人印の印影並びに医師からの回答である旨が記載されており、当該印影は担当医師の氏を表している。

このうち、医療機関の担当医師名（担当医師の個人印の印影の氏を含む。）は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。しかし、当該医師名は、審査請求人又は審査請求人の子の担当医師名であり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、本号ただし書イに該当する。

また、医師からの回答である旨の記載については、特定の個人を識別することができるものではなく、仮に個人を識別できるとしても、上記のとおり医療機関の担当医師名は審査請求人が知り得る情報であると認められることから、本号ただし書イに該当する。

エ 不開示情報 6 には、医療機関の担当者名及び担当者が所属する部署名が記載されている。

このうち別表 3 に掲げる部分は、医療機関の担当者が所属する部署名にすぎず、特定の個人を識別することができるものとは認められない。

その余の部分については、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当し、本号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

オ 不開示情報 7 には、審査請求人を支援する団体の担当者名及び当該担当者に関連する事項が記載されている。当該情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるため、本号本文に該当し、本号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

カ 不開示情報 8 には、審査請求人の居住地区を担当する民生委員の氏名及び電話番号が記載されている。民生委員は、担当区域の住民に係る生活及び福祉全

般に関する相談、援助等の活動をする非常勤特別職の公務員である。民生委員の氏名及び電話番号は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。ただし、別表3に掲げる部分については、資産台帳及び他法台帳の様式の一部であり、審査請求人以外の個人に関する情報とは認められず、本号に該当しない。

また、実施機関に確認したところ、南区においては、民生委員に相談を希望する者に対して、事前に相談を希望する理由を確認し、民生委員が対応できるものであるときは民生委員にその旨を伝え、当該民生委員が了承した場合に限り、その氏名及び電話番号を伝えており、本件では審査請求人にこれらの情報を伝えていないとのことである。よって、上記民生委員の氏名及び電話番号は、慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とはいえないため、本号ただし書イに該当しない。また、本号ただし書ロ及びハにも該当しない。

キ 不開示情報9には、金融機関の担当者等の氏名、職員番号及び個人印の印影が記載されており、当該印影は金融機関の担当者等の氏を表している。これらの情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。

このうち別表3に掲げる部分は、実施機関の職員の個人印の印影であり、当該印影は職員の氏を表している。当該職員の氏名は横浜市職員録に掲載されていることから、慣行として公にされている情報であり、本号ただし書イに該当する。

その余の部分については、本号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

ク 不開示情報10には、審査請求人の子の金融機関の口座情報が記載されている。これらの情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。

このうち別表3に掲げる部分は、審査請求人の子の氏名、住所、電話番号及び生年月日であり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、本号ただし書イに該当する。

その余の部分については、本号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

ケ 不開示情報11には、医療要否意見書、給付要否意見書、精神疾患入院要否意見書及び栄養補給判定意見書に押印された嘱託医の個人印の印影が記載されており、当該印影は嘱託医の氏を表している。これらの情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。

不開示情報11に係る嘱託医は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職の公務員であって、実施機関が要保護者の医療扶助を決定し、及び実施するに当たっての専門的判断及び必要な助言指導を行う重要な職責を担っていることが認められる。そうすると、医療要否意見書、給付要否意見書、精神疾患入院要否意見書及び栄養補給判定意見書という当該職務の遂行に係る情報に含まれる当該嘱託医の氏名については、慣行として要保護者である審査請求人が知ることが予定されているというべきである。したがって、嘱託医の氏を表す印影は、本号ただし書イに該当する。

(4) 法第78条第1項第7号の該当性について

ア 法第78条第1項第7号では、「・・・独立行政法人等、地方公共団体・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの・・・ト 独立行政法人等・・・に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」を不開示情報と規定している。

イ 不開示情報1には、病名及び医療機関の関係者と共有した情報が記載されている。医療機関としてはそれが審査請求人に開示されるとは想定していないと考えられるので、開示した場合には、今後、医療機関の協力が得られなくなるなど、生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、本号柱書に該当する。

なお、実施機関は法第78条第1項第1号にも該当すると主張するが、上記のとおりであるから、同号については判断するまでもなく、不開示が妥当である。

ウ 不開示情報2には、審査請求人の住居に係る土地及び家屋の納税義務者の氏名、文書の送達先、価格、固定資産税課税標準額等が記載されている。

実施機関は、当該情報は開示することを前提とせずに収集された情報であることから、開示することにより関係機関から協力が得られなくなるおそれがあ

り、実施機関による適正な指導・支援が困難になるなど生活保護事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため、本号柱書に該当すると主張する。しかし、当該情報は横浜市の関係部署から資産調査の一環として取得した情報であり、開示することにより関係機関から協力が得られなくなり、生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないため、本号柱書に該当しない。

エ 不開示情報3には、実施機関による生活保護法第29条の規定に基づく年金の調査に対する日本年金機構からの回答が記載されている。実施機関は、当該情報は、保護の決定等以外の目的で使用しないことを前提とする取決めの下で提出されたものであり、その提出経緯及び利用目的を踏まえ慎重な取扱いが求められるものであることから、これを開示することにより日本年金機構から協力が得られなくなり、生活保護事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため、本号柱書に該当すると主張する。以上を踏まえ、当審査会は次のとおり判断する。

(ア) 不開示情報3のうち別表3に掲げる部分は、審査請求人及び審査請求人の子の氏名、生年月日、性別、郵便番号及び住所、審査請求人の基礎年金番号並びに日本年金機構からの回答の概要及び様式の一部であり、審査請求人が知り得る情報又は形式的な記載であることから、開示することにより日本年金機構から協力が得られなくなり、生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないため、本号柱書に該当しない。

(イ) 不開示情報3のうち回答を行った日本年金機構の部署名並びに当該部署の所在地、郵便番号及び代表者名について、実施機関に不開示とした理由の説明を求めたところ、これらの情報は日本年金機構の特定の事務拠点及び責任者を特定するものであり、開示することにより、不特定多数からの問合せが集中するなど業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれや、関係職員の安全や管理体制に影響を与える可能性があるとのことであった。確かに、生活保護法第29条の規定に基づく年金の調査について、日本年金機構のどの部署が回答するかといった情報は公になっておらず、これらの情報を開示することにより、実施機関の説明するような事態が生じ、本件のような地方公共団体からの照会に対する回答等を含む日本年金機構の事務又は事業の遂行が遅延するなどの影響が出るおそれがある。その結果、日本年金機構から情報が得ら

れにくくなり、実施機関による適正な指導又は支援が困難になるなど生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、本号柱書に該当する。

(ウ) 不開示情報3のうち日本年金機構の部署の代表者印の印影については、法第2条第9項に規定する独立行政法人等に該当する日本年金機構の部署の代表者印の印影であり、これを開示すると、第三者に偽造されるなどして、その正当な利益が侵害されるおそれがあることから、本号トに該当する。実施機関は本号柱書に該当すると主張するが、上記のとおりであるから、本号柱書について判断するまでもなく、不開示が妥当である。

(エ) その余の部分については、生活保護法第29条に基づき、保護の決定等以外の目的で使用しないことを前提に提供された、日本年金機構が保有する審査請求人及び審査請求人の子の年金に関する情報であり、それが審査請求人に開示されるとは想定していないと考えられる。このような情報を開示すると、今後、日本年金機構から情報が得られにくくなり、実施機関による適正な指導又は支援が困難になるなど生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、本号柱書に該当する。

オ 不開示情報12には、審査請求人に関して、南区生活支援課が横浜市の関係部署の職員から情報提供を受けた内容の一部が記載されている。実施機関の説明によると、これを開示することにより、情報提供をした職員に関する情報及び提供された情報の詳細が明らかになり、生活保護事務及び関係部署の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

このうち別表3に掲げる部分は、南区生活支援課の職員に関する情報又は実施機関の職員が行った事務手続に係る記載にすぎず、開示することにより、生活保護事務及び関係部署の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないため、本号柱書に該当しない。

その余の部分については、情報提供をした職員、通報者等に関する記載であり、開示することにより、市民等が通報をためらったり、関係部署との情報共有が円滑に行われなくなるなど、生活保護事務及び関係部署の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、本号柱書に該当する。

カ 不開示情報13には、審査請求人の世帯の訪問格付及びその根拠、支援に関する留意事項並びに実施機関の職員の所見が記載されている。当該情報は、審査

請求人に対する評価、判定等に関する情報であって、その内容が審査請求人の認識と異なる場合には、信頼関係が損なわれて適正な指導又は支援が困難になるなど、審査請求人に係る生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、本号柱書に該当する。

キ 不開示情報14には、関係機関の代表者印の印影及び振込先の口座情報が記載されている。実施機関は当該情報が本号柱書に該当すると主張する。

一方、法第78条第1項第3号では、「法人その他の団体・・・に関する情報・・・であって、次に掲げるもの。・・・イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

関係機関の代表者印の印影については、これを開示すると、第三者に偽造されるなどして、その財産権が侵害されるおそれがある。また、関係機関の振込先の口座情報については、関係機関の内部管理に関する情報であって、これを開示すると、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。よって、当該情報は同号イに該当する。したがって、同項第7号柱書について判断するまでもなく、不開示が妥当である。

ク 不開示情報15には、金融機関の内線番号が記載されている。当該情報は一般に公にされておらず、これを開示することで、問合せが増えるなどして金融機関の業務に支障が生じるおそれがあることから、法第78条第1項第3号イに該当する。実施機関は当該情報が同項第7号柱書に該当すると主張するが、上記のとおりであるから、同号柱書について判断するまでもなく、不開示が妥当である。

ケ 不開示情報16には、医療機関が使用しているシステムのアドレスの一部が記載されている。当該情報は医療機関の内部情報であり、一般に公にされていない。これを開示することで、医療機関内で使用しているシステム等の情報が推測され、第三者に不正にアクセスされるなどして医療機関の業務に支障が生じるおそれがあることから、法第78条第1項第3号イに該当する。実施機関は当該情報が同項第7号柱書に該当すると主張するが、上記のとおりであるから、同号柱書について判断するまでもなく、不開示が妥当である。

(5) 法第78条第1項第1号の該当性について

ア 法第78条第1項第1号では、「開示請求者・・・の生命、健康、生活又は財

産を害するおそれがある情報」を不開示情報と規定している。

イ 不開示情報2には、審査請求人の住居に係る土地及び家屋の納税義務者の氏名、文書の送達先、価格、固定資産税課税標準額等が記載されている。

実施機関は当該情報が本号に該当すると主張するが、審査請求人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれについて具体的な理由の説明はされていない。

よって、当該情報については、開示することで審査請求人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあるとは認められないため、本号に該当しない。

一方、不開示情報2のうち別表3に掲げる部分を除く部分には、審査請求人の住居に係る土地及び家屋の納税義務者の氏名等が記載されており、これらの情報は審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、法第78条第1項第2号本文に該当し、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。よって、別表3に掲げる部分を除く部分を不開示としたことは、結果として妥当である。

ウ 不開示情報3には、実施機関による生活保護法第29条の規定に基づく年金の調査に対する日本年金機構からの回答等が記載されている。このうち、別表3に掲げる部分以外の部分については、上記(4)エのとおり法第78条第1項第7号柱書又は同号トに該当するため、別表3に掲げる部分について同項第1号該当性を判断する。

実施機関は当該情報が同項第1号に該当すると主張するが、審査請求人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれについて具体的な理由の説明はされていない。

よって、当該情報については、開示することで審査請求人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあるとは認められないため、同項第1号に該当しない。

(6) 対象保有個人情報の特定について

ア 当審査会が、本件保有個人情報を見分したところ、「別紙のとおり」等の、本件保有個人情報のほかにも審査請求人に係る記録が存在することをうかがわせる記載があった。この点について、実施機関に説明を求めたところ、これらの記録が本件保有個人情報に含まれると認識していなかったとのことである。

イ 以上を踏まえ、当審査会は、次のように判断する。

(ア) 本件開示請求では、「特定年月日から、開示日までの、生活保護のケース

記録全て及び外部とやりとりをした全ての記録」の開示を求めており、本件保有個人情報以外にも生活保護のケース記録又は外部とやり取りをした記録を保有しているのであれば、当然、当該記録も対象保有個人情報として特定すべきである。

(イ) 当審査会が確認したところ、別表4に掲げる保有個人情報は、全て審査請求人に係る生活保護のケース記録又は外部とのやり取りをした記録の一部であり、実施機関が当該保有個人情報を対象保有個人情報として特定しなかったことは、妥当ではない。

(7) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(8) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報を一部開示とした決定のうち、別表3に掲げる部分を不開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を不開示とした決定は妥当である。また、別表4に掲げる保有個人情報を対象保有個人情報として特定しなかったことは妥当ではなく、当該保有個人情報を特定の上、改めて開示、不開示の判断をすべきである。

(第二部会)

委員 村上裕章、委員 嘉藤亮、委員 齋藤宙也

別表1 本件保有個人情報

個人情報名	保有個人情報
個人情報1	ケース記録
個人情報2	医療機関から受領した医療要否意見書等の文書
個人情報3	審査請求人の親族等の戸籍謄本等
個人情報4	金融機関からの回答書
個人情報5	審査請求人の住居に係る土地及び家屋の横浜市土地・家屋総合名寄帳
個人情報6	日本年金機構からの回答

別表2 不開示情報

不開示情報	実施機関が不開示とした部分	不開示根拠規定
不開示情報1	病名及び医療機関の関係者と共有した情報	法第78条第1項第1号及び第7号
不開示情報2	住居に関する情報	
不開示情報3	年金の調査に関する情報	
不開示情報4	扶養義務者の状況（本籍、住所、家族構成等）	法第78条第1項第2号
不開示情報5	医療機関の担当医師名等	
不開示情報6	医療機関の担当者名及び担当者が所属する部署名	
不開示情報7	団体の担当者名等	
不開示情報8	民生委員の氏名及び電話番号	
不開示情報9	金融機関の担当者等の氏名、職員番号及び個人印の印影	
不開示情報10	審査請求人の子の金融機関の口座情報	
不開示情報11	嘱託医の個人印の印影	
不開示情報12	市関係機関から得られた情報	法第78条第1項第7号
不開示情報13	訪問格付、留意事項及び実施機関の職員の所見	
不開示情報14	関係機関の代表者印の印影及び振込先の口座情報	
不開示情報15	金融機関の内線番号	
不開示情報16	医療機関が使用しているシステムのアドレス	

別表3 実施機関が不開示とした部分のうち開示すべき部分

不開示情報	個人情報	開示すべき部分
不開示情報2	個人情報5	区名、項目名及び欄外の記載（参考税額の金額及び手書きの文字を除く。）
不開示情報3	個人情報6	2頁目の不開示部分3行目1文字目から30文字目まで、4行目の全て、6行目1文字目から11文字目まで、7行目の全て
		3頁目の不開示部分3行目1文字目から30文字目まで、4行目の全て、6行目1文字目から11文字目まで、7行目の全て

		4 頁目の不開示部分 3 行目 1 文字目から30文字目まで、4 行目の全て、6 行目 1 文字目から11文字目まで、7 行目の全て
		5 頁目の不開示部分 3 行目 1 文字目から30文字目まで、4 行目の全て、6 行目 1 文字目から11文字目まで、7 行目の全て
		6 頁目の不開示部分 3 行目 1 文字目から12文字目まで、4 行目の全て、6 行目 1 文字目から11文字目まで、7 行目の全て
		7 頁目の不開示部分 3 行目 1 文字目から12文字目まで、4 行目の全て、6 行目 1 文字目から11文字目まで、7 行目の全て
		8 頁目の不開示部分 3 行目 1 文字目から12文字目まで、4 行目の全て、6 行目 1 文字目から11文字目まで、7 行目の全て
		9 頁目の不開示部分 5 行目 1 文字目から 8 文字目まで、6 行目 1 文字目から 7 文字目まで、7 行目 1 文字目から 9 文字目まで、8 行目 1 文字目から13文字目まで、9 行目 1 文字目から 8 文字目まで、10行目 1 文字目から10文字目まで、11行目 1 文字目から17文字目まで
		10頁目の不開示部分 4 行目 1 文字目から17文字目まで、5 行目 1 文字目から 7 文字目まで、6 行目から 8 行目まで及び12行目の全て
		11頁目の不開示部分 5 行目 3 文字目から 8 文字目まで、6 行目 5 文字目から15文字目まで
		12頁目の不開示部分 4 行目 1 文字目から24文字目まで、5 行目の全て、7 行目 1 文字目から11文字目まで、8 行目の全て
		13頁目の不開示部分 4 行目及び 5 行目の全て
		14頁目の不開示部分 5 行目 1 文字目から 7 文字目まで、6 行目から 8 行目までの全て
		16頁目の不開示部分 4 行目18文字目から24文字目まで、5 行目の全て、7 行目 1 文字目から11文字目まで、8 行目の全て
		17頁目の不開示部分 4 行目18文字目から行末まで、5 行目の全て
不開示情報 4	個人情報 1	18頁目「住所・電話番号」欄の不開示部分 1 行目から 4 行目までの全て
	個人情報 3	8 頁目及び16頁目から18頁目までの不開示部分の全て
不開示情報 5	個人情報 1	33頁目「日付・項目等」欄の不開示部分 2 行目の全て、「記事」欄の不開示部分 1 行目の全て
		52頁目の不開示部分 4 行目の全て
	個人情報 2	36頁目の指定医療機関の担当医師の個人印の印影

不開示情報 6	個人情報 1	52頁目の不開示部分 3 行目 1 文字目から 3 文字目まで
		57頁目の不開示部分 1 行目 1 文字目から 3 文字目まで
不開示情報 8	個人情報 1	66頁目「地区民生委員」欄の不開示部分 2 行目 1 文字目から 3 文字目まで
		67頁目「地区民生委員」欄の不開示部分 2 行目 1 文字目から 3 文字目まで
不開示情報 9	個人情報 4	8 頁目の個人印の印影
不開示情報 10	個人情報 4	審査請求人の子の氏名、住所、電話番号及び生年月日
不開示情報 11	個人情報 2	嘱託医の個人印の印影
不開示情報 12	個人情報 1	70頁目の不開示部分 3 行目の全て、8 行目 12 文字目から行末まで、10 行目 8 文字目及び 9 文字目

(注意)

文字数は、1 行に記録された文字を左詰めにして数える。記号は 1 文字と数える。罫線及び空白は行、文字数に数えない。

別表 4 対象保有個人情報として特定すべき保有個人情報

1	個人情報 1 の 31 頁目の平成 28 年 7 月 20 日付の記録に別紙と記載されている手紙
2	個人情報 1 の 32 頁目の平成 28 年 7 月 27 日付の記録に別紙と記載されている手紙
3	個人情報 1 の 37 頁目の平成 28 年 9 月 12 日付の記録に別紙と記載されているケース診断会議の会議録
4	個人情報 1 の 39 頁目の平成 28 年 10 月 18 日付の記録に別添と記載されている手紙
5	個人情報 1 の 40 頁目の平成 28 年 10 月 24 日付の記録に別紙と記載されているケース診断会議の会議録
6	個人情報 1 の 41 頁目の平成 29 年 3 月 2 日付の記録に別添と記載されている手紙
7	個人情報 1 の 74 頁目の令和元年 7 月 10 日付の記録に別紙と記載されている手紙
8	個人情報 1 の 77 頁目の令和元年 8 月 7 日付の記録に別紙と記載されている手紙
9	個人情報 1 の 77 頁目の令和元年 8 月 9 日付の記録に別添と記載されている返還金に関する起案文書
10	個人情報 1 の 78 頁目の令和 2 年 6 月 15 日付の記録に別紙と記載されているケース診断会議の会議録
11	個人情報 1 の 78 頁目の令和 2 年 9 月 29 日付の記録に別紙と記載されている手紙
12	個人情報 1 の 79 頁目の令和 2 年 12 月 15 日付の記録に別添と記載されている返還金に関する通知

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 7 年 2 月 2 8 日	・ 実施機関から諮問書、弁明書の写し及び口頭意見陳述の記録を受理
令 和 8 年 1 月 9 日	・ 実施機関から反論書の写しを受理
令 和 8 年 2 月 1 8 日 (第466回第二部会)	・ 審議
令 和 8 年 3 月 2 3 日 (第467回第二部会)	・ 審議
令 和 8 年 5 月 2 5 日 (第468回第二部会)	・ 審議